

申請手続きの流れ(道路占用)

道路占用許可につきましては、申請から許可までの標準処理期間が14日となっております。余裕をもって申請書を提出してください。

1 申請

- (1) 道路占用許可の申請内容によっては、協議が必要な場合がありますので、事前に土木事務所までご相談ください。
- (2) 道路占用許可申請書を1部作成し、必要な書類を添付してください。
- (3) 道路使用許可申請書を2部作成し、1部に北海道収入証紙を貼付の上、必要な書類(道路占用許可申請と同じ書類)を添付してください。
- (4) 土木事務所に提出してください。郵送でも可能ですが、許可書を送付するための、切手貼付した返信用封筒を同封してください。

2 書類審査

- (1) お急ぎの場合は土木事務所までご相談ください。
- (2) 道路使用許可申請書は、道路占用許可申請の書類審査が完了した後、原則毎週月曜日、水曜日に土木事務所が代行して厚別警察署へ提出します(ご自身で提出いただくことも可能です)。
- (3) 書類内容の修正、変更等を指示する場合があります。

3 許可(道路使用)

- (1) 厚別警察署で、提出された道路使用許可申請書の内容に問題がないと判断した場合は、申請者に道路使用許可証が発行されます。
- (2) 道路使用許可の申請者は、道路使用許可証を厚別警察署でお受け取りください。

4 書類の再審査及び許可(道路占用)

- (1) お急ぎの場合は土木事務所までご相談ください。
- (2) 書類内容の修正、変更等を指示する場合があります。
- (3) 土木事務所で、提出された道路占用許可申請書の内容に問題がないと判断した場合は、道路占用許可の申請者に道路占用許可書を発行します。
- (4) 道路占用許可の申請者は、発行された道路占用許可書を、土木事務所まで受け取りに来てください。
- (5) 道路占用許可書の郵送をご希望の場合は、必要分の切手を貼付した返信用の封筒を土木事務所に提出してください。

5 占用料

- (1) 占用料が発生する場合、道路占用許可書と併せて納付書を発行します。
- (2) 納入期限までにお近くの指定金融機関で納付してください。
- (3) 一度納付された占用料は、原則として還付できませんのでご了承ください。

6 着手届

- (1) 占用工事に着手する前に、着手届を提出してください。
- (2) 電力、電信、ガス及び上下水道の事業者が緊急で行う占用工事については、着手届の提出を省略することができます。

7 工事期間中における占用者の義務

- (1) 仮復旧等を含む未完了の工事箇所は、占用者の責任において管理しなければなりません。路面状態を常に監視し、事故等の防止に努めてください。
- (2) 冬期間(概ね12月1日から翌年の3月31日までの間)に占用工事を行う場合、工事箇所及び占用工事により市が行う道路の除排雪が困難となる区間は、工事期間中、占用者の責任において除排雪しなければなりません。その他、気になる点があれば、事前に協議すること。